

臨時国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性 確認等プロセスの試行実施について

2022/9/12

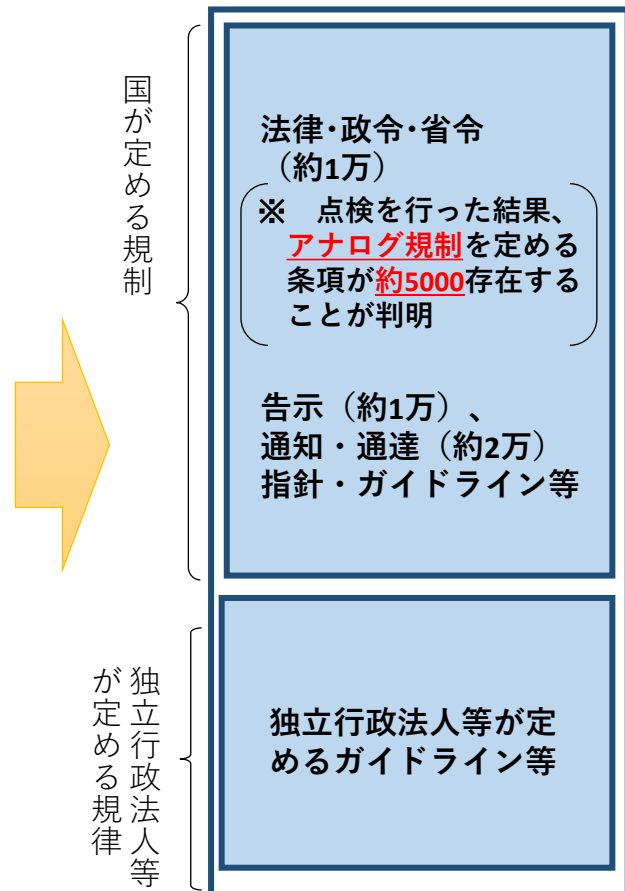
デジタル臨時行政調査会事務局

デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

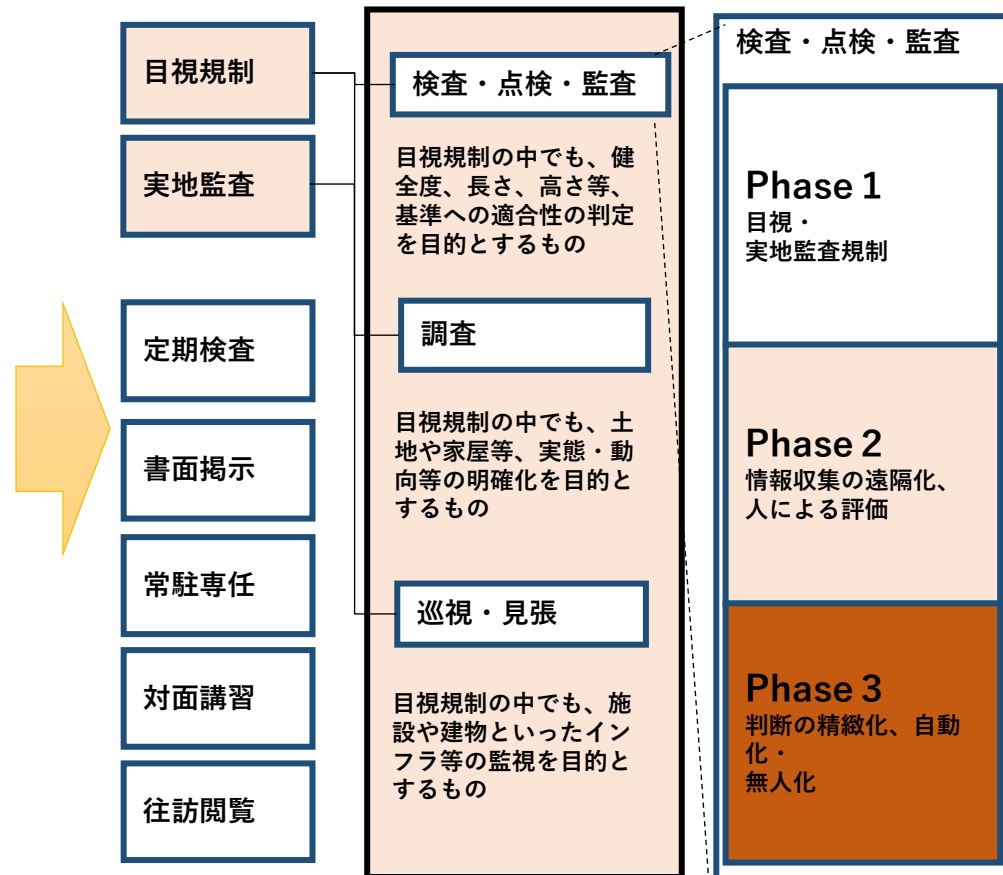
○ 構造改革のためのデジタル原則 （※令和3年12月24日閣議決定）

原則① デジタル完結・自動化原則
原則② アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）
原則③ 官民連携原則 （GtoBtoCモデル）
原則④ 相互運用性確保原則
原則⑤ 共通基盤利用原則

○ デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲



○ 一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方（目視規制・実地監査の例）



※ 地方公共団体が定める規制（条例等）については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しに向けた対応について

第13回 デジタル臨時行政調査会作業
部会（8月30日）資料（一部編集）

【現状】

- 「一括見直しプラン」の中で、「フロッピーディスク等による申請等の原則オンライン化の検討」が盛り込まれたことを踏まえ、改めて法令検索を行い精査したところ、約1,900条項に、フロッピーディスク(FD)等の個別の記録媒体を指定する規定が存在することが判明。

【課題】

- 行政手続を定める法令の規定の中でFD等の利用が規定されることで、デジタル手続法の適用除外となり、手続のオンライン化が進みにくい状況となっている。（①手続のオンライン化に向けた課題）
- 行政手続以外（行政等による名簿・登録簿の作成など）についても、古い記録媒体の利用が規定されることで、他の（新たな）記録媒体やクラウド等の利用の可否が法令上不明確となっている。（②新たな技術の活用に向けた課題）

【今後の対応（案）】

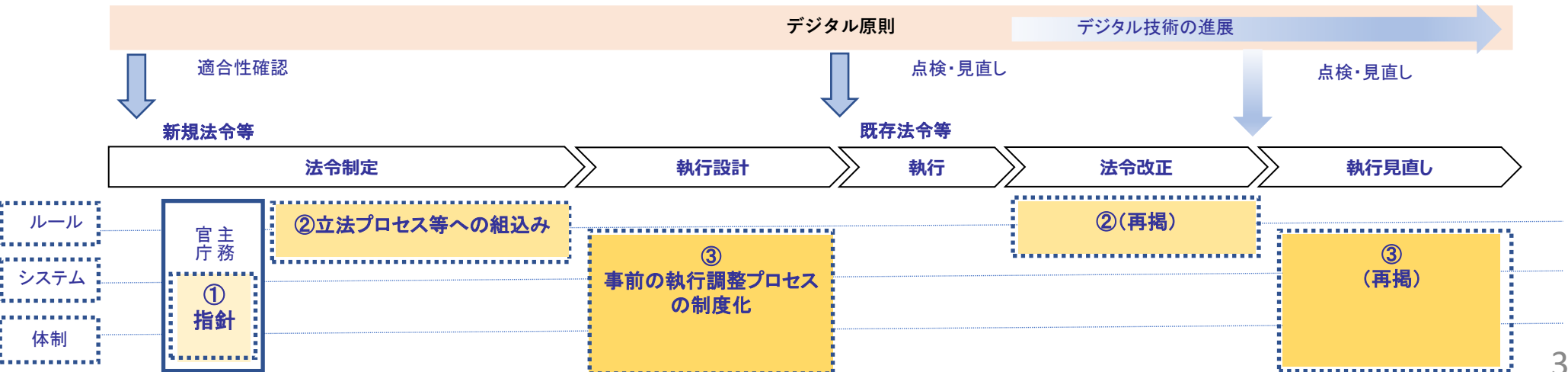
- 上記の現状・課題を踏まえ、デジタル臨調事務局で作成した法令のリストを各府省に提示し、FD等の規定が含まれる法令の精査・点検と、見直しの方針の検討を要請。
- 各府省の見直し方針について、年内を目途に取りまとめ、デジタル臨調として公表。

法令等のデジタル原則適合性の確認プロセス

法令等のデジタル原則適合性を自律的かつ効率的に確認できる体制及びプロセスの構築を目指す

具体的な方向性

- ① 具体的な指針の策定を行う
 - ✓ 政策企画の早い段階から各府省庁が自律的に考慮できる指針をデジタル庁が策定
 - ✓ 指針の策定/改定に際しては、公の会議体で議論
- ② デジタル原則適合性確認プロセスを立法プロセス等へ組み込む
 - 【新規立案】
 - ✓ 法律案・政令はデジタル庁が主体的に確認（内閣法制局予備審査前を想定）
 - ✓ 省令以下は各府省庁が決定前に確認（パブリックコメント前を想定）
 - 【既存法令】
 - ✓ 今後、技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ公の会議体による検討を経てデジタル庁が点検
 - 【税関係法令等の取扱い、規制の政策評価等の既存の取組との連携】
 - ✓ 詳細設計に際し検討
- ③ 執行調整プロセスを制度化する
 - ✓ 各府省庁が執行に向けたシステム、手続フロー、体制を事前にすりあわせるプロセスを設計・制度化



臨時国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等プロセスの前倒し実施

河野デジタル大臣記者会見要旨（令和4年8月30日）

昨日、岸田総理にデジタル臨調の取組のスピードアップについてご説明をいたしました。

（略）

デジ臨で今アナログ規制を見直していますけども、例えば、この秋に召集される臨時国会で、それに逆行するような条項が入った法律・法案が出てくるとことは避けなければいけないわけですから、デジタル法制局をデジ臨の中に設置して、この秋の臨時国会に提出予定の法案からしっかり見ていきたいというふうに思っております。

（略）

総理の方からとにかくこのデジタル改革についてはスピードを最優先に実行をしてほしいということがございましたので、（略）秋に向けて、デジタル法制局を早急に立ち上げて、しっかり審査をやってほしいということ。フロッピーディスクの規制についてはどんどん進めてほしいということ、そういうご指示をいただきましたので、今日デジ臨の事務局の中に、デジタル法制局17名で立ち上げました。この秋に提出されるであろう法案のアナログ規制に逆行するようなものがないかどうか審査をしてまいります。



一括見直しプランにおいて、2024年（令和6年）常会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていた新規法令等に対するデジタル原則適合性確認等プロセスを前倒し、次期臨時国会に提出予定法案を対象に試行的に実施。

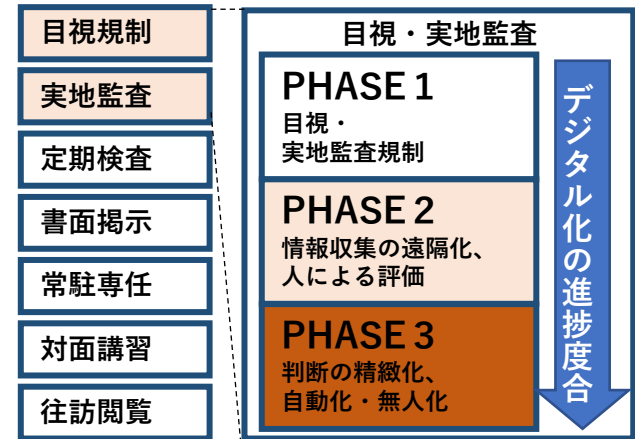
臨時国会提出予定法案に係る デジタル原則適合性確認等のための指針（素案）

1. 趣旨・対象

- デジタル改革をより一層加速させるため、次期臨時国会に提出予定の法案を対象に、本指針（素案）に基づき、試行的にデジタル原則への適合性確認を実施。
- 確認対象となる規定は次のとおり。
 - ・ 7項目の代表的なアナログ規制に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定（目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧）
 - ・ フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定（光ディスク、シーディー・ロム、磁気ディスク、光磁気ディスク、フレキシブルディスク、磁気テープ）

2. 7項目の代表的なアナログ規制に係る確認方法

- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE 1）が存在しないことを確認。
- 活用可能な技術の水準等に応じてPHASE 2 又は 3のいずれの段階にあるかを確認。
- PHASE 2 と 3 を区分する考え方は、「規制の一括見直しプラン」（令和4年6月）で確定した各条項の見直し方針（見直し後のPHASE）と同様の考え方とする。

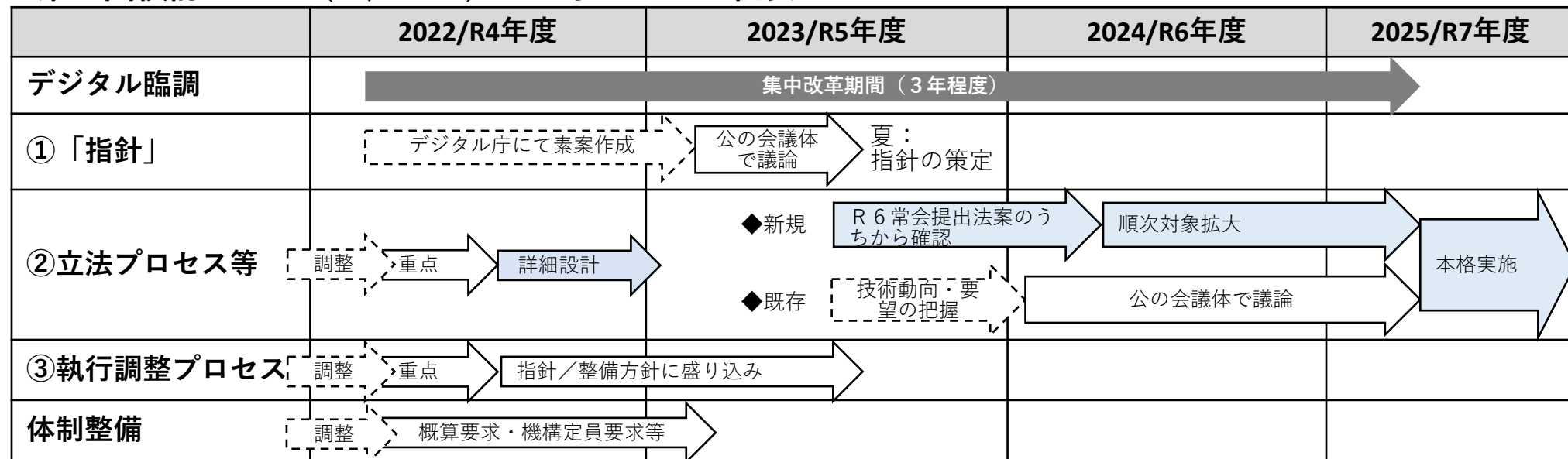


3. フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定に係る確認方法

- オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを明確にする観点から、「電子情報処理組織の使用又は〇〇により提出」「電磁的記録をもって作成」などの規定への変更の可否を検討。

デジタル原則への適合性確認のプロセス化に当たっての工程案

○第5回検討チーム（5 / 13）でお示した工程表



○更新後の工程表

